

第 37 回延岡市農業委員会会議録

(令和 2 年 6 月 26 日)

1. 開催日時 令和2年6月26日(金)午後2時から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8		9	甲斐秀雄
10		11	田中昇	12	甲斐安太郎
13		14	緒方武彦	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	
19	山本光公	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 268号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案 第 269号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 270号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・市)
 議案 第 271号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案 第 272号 農地法第4条の許可申請について
 議案 第 273号 事業計画変更の申請について
 議案 第 274号 農地法第5条の許可申請について
 議案 第 275号 非農地証明願いについて

- 報告 第 140号 農地法第4条の届出について
 報告 第 141号 農地法第5条の届出について
 報告 第 142号 農地法第18条第6項の通知について
 報告 第 143号 農地法第3条の3第1項の届出について
 報告 第 144号 農地利用最適化推進委員の委嘱を解く事由について

- 協議 第 46号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 協議 第 47号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠生 修	局長補佐兼 農地係長	甲斐 啓二	農政係長	竹内 祐子
主任主事	永友 孝生	主 事 補	永倉 由貴	事 務 局 嘱託職員	中田 慎弓
総合農政課 主任主事	鈴木 豊光	北方産業建設課 主 査	堀川 裕貴	北浦産業建設課 専門技師	工藤 博一
北浦産業建設課 副総括主任	茂 世津代				

8. 会議の概要

議 長	皆さん、こんにちは。それでは、ただ今から第 37 回、延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より報告致します。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 また、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを併せて報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番 片伯部芳徳委員と委員番号 17 番 牧野博文委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 268 号 農地法第 3 条 賃借権の設定についてから議案第 275 号 非農地証明願いについてまで、議案 8 件、報告案件が本日追加分を含めて 5 件、また、協議案件 2 件となっています。なお、本日、議案第 274 号 農地法第 5 条の許可申請について、整理番号 8 番が追加提案されております。ご確認をお願い致します。 それでは、議案の審議に入ります。 議案第 268 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 9 番 阿波野修一委員より説明をお願い致します。
阿 波 野 委 員	こんにちは。委員番号 9 番の阿波野です。整理番号 1 番について説明致します。所在は浦城町。地目は畑、面積は 1,958 m ² です。貸人は旭町在住の方、借人は水尻町在住の方です。申請人は以前も法第 3 条の賃借設定をしております、前に借りた農地では、シキミの栽培を行っております。今回もシキミの栽培のため経営規模拡大ということで、5 年間の契約で借りたいということだそうです。 6 月 21 日に甲斐幸元推進委員、借人の方と私とで立ち合いを行いました。周りの状況はほとんど山林に囲まれており、別に問題ないと思いましたが、皆様の審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。 また、第 7 号につきましては、ただ今、阿波野委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 269 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番につきまして、委員番号 6 番、織田竜二委員より説明をお願い致します。</p>
織田委員	<p>委員番号 6 番の織田です。1 番案件について説明致します。農地の所在は舞野町、地目は畑、面積は 409 ㎡です。譲渡人は舞野町在住の方、譲受人は小川町在住の方です。この場所は柿が植えられておりますが、譲渡人が高齢で営農の継続が困難となってしまったということで、譲受人が購入することになったそうです。理由は農業経営規模拡大です。6 月 25 日に私、譲受人、榎本推進委員で現地調査を行いました。地域との調和要件等、何も問題なかったなので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 2 番及び 3 番について、委員番号 8 番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員	<p>委員番号 8 番の高橋です。2 番、3 番案件について説明致します。</p> <p>まず 2 番案件ですが、所在は妙見町、畑が 1 筆の 337 ㎡です。譲渡人は土々呂町在住の方、譲受人は妙見町在住の方です。理由は経営規模拡大となっております。</p> <p>6 月 24 日に譲受人、甲斐安太郎推進委員、私の 3 人で現地調査をしました。申請地は自宅の西側に位置しておりました。本職は水産業ですがブルーベリーの栽培をされております。プランターで 60 鉢ほど栽培されており、行った時にはかなり実っておりました。70 苗くらい収穫するとのことでした。</p> <p>今回の申請地につきましても、ブルーベリーの栽培を行うということで、経営規模の拡大が申請理由となります。境界、排水等特に問題ありませんでした。地域との調和要件につきましても問題なく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に 3 番案件です。所在が土々呂町の畑 1 筆の 46 ㎡です。譲渡人が榎津町在住の方で、譲受人は土々呂町在住の方です。譲渡人と譲受人は親子関係ということですので。理由は贈与となっております。</p> <p>同じく 6 月 24 日に譲受人、甲斐安太郎推進委員、私の 3 人で現地調査をしました。現地はポリテクセンターの東側道路を門川町に抜ける途中ですが、最近自宅を新築されて、その西側の一部をお茶園として使いたいということで、今回の申請に至ったようです。こちらにつきましても、境界、排水等は問題なく、地域との調和要件につきましても何ら問題ないため許可相当と判断致しました。以上 2 番、3 番案件につきまして、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 4 番について、委員番号 10 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。</p>
片伯部委員	<p>はい。委員番号 10 番の片伯部です。整理番号 4 番について説明致します。所在は出北で田が 1 筆の 938 ㎡です。譲渡人と譲受人は同じ名前となっておりますが、今回の申請地は、親戚の外 6 名の共有名義となっております。主として営農を行っている譲受人に共有持分の全部を移転させるということで、今回の申請に至ったようです。</p> <p>譲受人は 6,729 ㎡の農地で耕作をしております、何も問題ないと判断しました。申請地は田として耕作されており、もう田植えも終わり何も問題はありませんでした。皆さんの審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 5 番について、委員番号 11 番 吉本尚人委員より説明をお願い致します。</p>

	ます。
吉本委員	<p>委員番号 11 番の吉本です。整理番号 5 番について説明致します。所在は北方町で畑 1 筆の 649 m²です。譲渡人は北方町、譲受人は北一ヶ岡在住の方です。譲受人の経営状況は 3, 153 m²で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>6 月 20 日に譲渡人と甲斐詳三推進委員と私の 3 人で現地調査を行いました。現地には柿が既に植えられており、譲渡人が忙しくて手入れが出来ないということで、今回の申請となったようです。地域との調和要件も何も問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	最後に、整理番号 6 番について、委員番号 19 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	<p>委員番号 19 番菊池です。整理番号 6 番についてご説明致します。農地の所在は北方町、田が 1 筆 393 m²です。譲渡人、譲受人ともに北方町在住の方です。譲受人の経営状況は 8, 153 m²で労力人は 2 人です。理由は農地の有効利用ということです。</p> <p>6 月 21 日に緒方推進委員、譲受人と現地調査を行いました。地域との調和要件は問題ありませんでした。この土地は譲受人が長年耕作をしております、譲受人の所有する田の隣接地です。前から購入してほしいと話があったようです。</p> <p>今回、畦畔を除去し、1 枚にして有効利用して作りたいということで話がまとまりました。譲受人は農業に対する意欲、経験等も十分にあり、特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 2 ページから 7 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで全て問題ありませんでした。</p> <p>また、第 7 号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありました。が、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 270 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。本議案につきましては、委員番号 17 番 牧野委員と関連がございますので、牧野委員の退席後の審議とします。牧野委員の退席をお願い致します。</p> <p>(牧野委員退席)</p>

	<p>それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第270号 農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。議案書は7ページになります。整理番号1番及び2番の農地の貸人や借人、農地の所在につきましては、議案書に記載のとおりとなっております、5年間の賃借権の設定となっております。借人は、地域の担い手として水稻を中心に農業をされており、今回の農地につきましても、田として利用する計画となっております。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。牧野委員の入室をお願いします。</p> <p>(牧野委員入室)</p>
	<p>続きまして、議案第271号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第271号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は9ページから21ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年間、10年間、20年間の使用賃借権、また、5年間、8年間、10年間の賃借権となっております。</p> <p>この案件は、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、整理番号1番につきましては、将来の地域農業を支える新たな担い手が農地を速やかに利用できるように、農地中間管理機構と市町村が連携し、あらかじめ農地を用意しておくスタンバイ農地事業での権利設定となっております。</p> <p>このスタンバイ農地事業は、宮崎県の農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社が農地の中間管理権を取得し、その後、これらの農地を公社が保全管理しながら新規耕作者にこれらの農地を貸し付けるものです。以上ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

	何かございませんか。
高橋委員	委員番号8番の高橋です。整理番号1番から15番までの案件ですが、賃借料は無償となっております。場所的には須美江、北浦等、同一地域に限定されている訳ではないようですが、耕作が困難であるとか何らかの理由で無償になっているのですか。
総合農政課	1番から15番までの須美江と北浦町につきましては、今、高橋委員がおっしゃったように、使いにくい場所となります。出し手と受け手の双方合意のもと、使用貸借権の設定を行うという案件で、耕作してもらえただけで十分であると地権者から話があったようです。
高橋委員	それでは整理番号15番までの申請については、耕作し、管理してもらえればそれでいいということで理解してよろしいでしょうか。
総合農政課	補足説明させていただきます。 北浦については、元々3年以上耕作放棄地だった土地を農地として復活させるということで、中間管理事業を使うことになりました。農地中間管理事業を用いて、利用権設定する上で、賃料については無償で借り受けるということで合意に至っています。
高橋委員	中間管理機構が借り受けて、使いやすくするような工事関係をしてから貸し与えるというような補助事業の一環でしょうか。実際に活用できるものなのですか。
総合農政課	農業中間管理機構で工事に入る分については1番目の須美江だけになります。 1番の須美江については、耕作条件改善事業というものをを用いるために、賃料ゼロということが要件になっています。そういった経緯でこちらの方は使用貸借になっていると思います。北浦につきましては、個別に交渉して、使用貸借権の設定として挙がってきた分となります。
高橋委員	代替のスタンバイ農地にというような形ですか。
総合農政課	そうです。
高橋委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第272号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番について、委員番号7番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。

安藤委員	<p>委員番号7番 安藤です。整理番号1番について説明致します。所在は北川町、地目は畑で23㎡です。現地調査は6月23日に行っております。県の担当者の方、農業委員会事務局の方2名、申請者、黒田推進委員、私の6名で調査を行いました。</p> <p>申請地の周囲は、修理工場や住宅、道路、鉄道になっております。申請地は昭和44年頃に父親が農業用倉庫として建設し、利用していたそうです。この土地は周辺に農地が無いことから営農上何ら問題ないと判断しました。皆様方の審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局より農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番につきましては、第2種農地となっております。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>なお、申請地につきましては既に農業用倉庫、駐車場として整備されておりますが、追認申請による始末書等も添付されており、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、営農上、周辺農地への影響は無いと判断いたしました。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第273号 事業計画変更の申請について提案致します。この事業計画変更の申請につきましては、大貫町4丁目の農地におきまして、農業用倉庫を整備する計画で一時転用許可を受けていましたが、その後、農業用施設などが必要となり、今回、農業用施設を追加整備するために事業計画の変更申請となっております。</p> <p>また、この事業計画変更の申請に伴い、議案第274号の整理番号1番及び2番におきまして、農地の転用申請がなされておりますので、議案第273号 事業計画変更の申請と議案第274号 農地法第5条の許可申請についての整理番号1番及び2番を一括審議したいと思います。なお、この案件は、県に進達する分となります。</p> <p>議案の説明につきましては、議案第273号 事業計画変更の申請については事務局より説明頂き、議案第274号 農地法第5条の許可申請についての整理番号1番及び2番については、委員番号2番 甲斐壽徳委員より説明をお願い致します。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。議案第273号 事業計画変更の申請につきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第273号 事業計画変更の申請につきましてご説明します。議案書は26ページから27ページとなります。</p> <p>この事業計画変更の申請につきましては、議案書に変更の理由を記載しておりますが、整理番号1番の農地につきまして、平成30年4月16日に農業用倉庫の整備の一時</p>

	<p>転用許可を受けておりました。</p> <p>その後、農業用作業場などの農業用施設が必要となり、平成30年12月に農業振興地域整備計画の変更承認を受け、農業用施設の整備を行いました。それに伴う農地転用の手続きを行っていなかったことから、既に許可を受けている事業内容の変更に該当するため、事業計画変更の申請を行うものです。</p> <p>また、これに伴い、議案第274号 農地法第5条の許可申請についての整理番号1番及び2番において、農地転用の許可申請が挙がっております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>次に、議案第274号 農地法第5条の許可申請についての整理番号1番及び2番について、委員番号2番 甲斐壽徳委員より説明をお願いします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号2番の甲斐です。1番及び2番案件について説明させていただきます。</p> <p>1番案件につきましては、今、事務局の方で説明して頂いたのでおわかりかと思いますが、大貫町の田で991㎡のうちの370㎡の転用ということで今回の申請が挙がっております。</p> <p>また、2番について、大貫町で隣り合わせになりますが、田714㎡で、1番と2番を合わせて計1,084㎡です。これが今回の転用の面積になります。申請者は借受人です。</p> <p>先程、説明にありましたが、農振地ではありますが、農業用施設を建てるということで許可があり、ハウスを作ってイチゴの栽培をしていました。観光農園というか、イチゴ狩りとか、そういうことをやっておられますので、そこに来て頂く沢山の人のための駐車場を借り備えたいということがございます。作業場としても利用したいということで、今回の転用申請になったようです。</p> <p>6月23日に県、事務局2名、山田推進委員、私、それから借受人の6名で現地調査をさせて頂きました。先程、説明がありましたように、既に6棟ほどハウスが出来ておりますが、周りを見渡したら田んぼがあるのですが、近くの人からの苦情も無いということで、非常に忙しいハウス管理をされておられます。周辺農地に対する影響は無いと判断致しました。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。事務局より農地区分につきましてご説明致します。</p> <p>整理番号1番及び2番は、農振農用地（青地）となっております。農振農用地の農地転用につきまして、農業振興地域整備計画の変更承認が必要であります。申請地につきましては、平成30年12月に農業用施設の整備として変更承認がされており、農業用施設などの転用は許可相当と判断しております。</p> <p>なお、申請地につきましては、既に農業用施設や作業場が整備されておりますが、追認申請による始末書等も添付されており、道路法や建築基準法にもとづく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、営農上、周辺農地への影響は無いと判断いたしました。</p> <p>以上、ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。続きまして、議案第274号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案</p>

	<p>件は県に進達する分です。なお、本日、整理番号8番の議案が追加で提案されていますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは整理番号3番について、委員番号10番 片伯部芳徳委員より説明をお願いします。</p>
片伯部委員	<p>10番の片伯部です。3番案件について説明致します。所在地は長浜町、田1筆、515㎡です。譲渡人は別府町の方で、譲受人は上伊形町の建築業関係の会社です。</p> <p>6月23日に私、田中昇推進委員、県の方から1名、事務局2名、譲受人の会社の方から2名ほど、計7名で審査をさせて頂きました。片面は現在埋まっていて駐車場のようになっています。片方は家の方に隣接しており、西側に用水があります。その用水を壊さないように依頼済みです。きちんと管理をして、擁壁で石が落ちないように努力しますということで確認を頂きました。全体的に見まして、営農上は何も問題ない地域です。申請の内容的には何ら問題ないと思われまますので、審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号4番、5番及び6番について、委員番号14番 大戸孝一委員より説明をお願いします。</p>
大戸委員	<p>委員番号14番の大戸です。まず4番、5番について説明致します。</p> <p>4番、5番は、一続きの土地でいずれも北浦町になります。地目は畑で、4番は59㎡。5番は493㎡で、4番の貸人、借人共に北浦町在住の方です。5番の譲渡人、譲受人につきましても共に北浦町在住の方です。今回5番の土地に重機置場を作りたいということで、追認申請となりました。進入路が無いと入ることができないため、4番案件の申請が必須となっております。6月23日に申請人と事務局、県の方、私で現地調査をしました。松原推進委員は23日には時間が取れず、事前に現地を確認して貰いました。現地は、法面と道に囲まれており、特に問題ないと思われまますのでご審議の程よろしくよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号6番について説明致します。整理番号6番は、お二人の方から合計3筆の土地を1人の方へ5条許可申請する案件です。所在は北浦町、畑2筆、合計263㎡で、譲渡人は北浦町在住の方です。それと北浦町、畑1筆、123㎡、譲渡人はやはり北浦町在住の方となります。譲受人は北浦町在住の方で、一般住宅と庭の追認申請になります。6月23日に県の方、事務局、申請人の代理人、私で現地調査を行いました。松原推進委員にも事前に現地を確認してもらいました。現地は宅地と山に接しており、特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号7番について、緒方武彦推進委員より説明をお願いします。</p>
緒方委員	<p>推進委員の緒方です。整理番号7番について説明致します。2名の譲渡人からそれぞれ1筆の農地を譲受人1名へ転用する案件となります。最初の土地は北方町の畑、506㎡、譲渡人は北方町在住の方です。もう一つも所在は北方町の畑、271㎡で、こちらも譲渡人は北方町在住の方です。譲受人も北方町在住の方です。申請理由として住宅建設ということです。</p> <p>6月23日に事務局、県担当、譲受人の方と私とで現地調査を行いました。図面を見てもらうとわかるように、隣には公民館がありまして、この反対側が畑になっておりました。途中の畦地がだいぶ広くとってあり、隣の畑に対して影響はないと判断致しました。ご審議の程よろしくよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>最後に、整理番号8番について、委員番号14番 大戸孝一委員より説明をお願いします。</p>

大戸委員	<p>14番の大戸です。整理番号8番について説明致します。所在地は北浦町で田が29筆の10,782㎡です。譲渡人は合計で10名の方になります。譲受人は佐伯市の水産会社です。今回水産加工所建設ということで申請になりました。</p> <p>6月25日に申請人、県の本課、県の振興局、事務局、松原推進委員、私で現地調査を行いました。現地は国道と河川に接しており、登記上は農地として存在していましたが、鳥獣害の被害が著しいため、もう何十年も耕作できない状態となっております。営農上の支障は全くなく、問題ないと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員から説明がございましたが、本日、追加提案しています整理番号8番について、事務局より補足説明等をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局より補足説明をします。</p> <p>整理番号8番につきまして、現在、島浦町で水産加工場を操業している株式会社が、施設の老朽化に伴い、北浦町阿蘇地区において加工場を新設するための農地転用の申請となっております。</p> <p>水産会社につきましては、大分県佐伯市に本社を置き、昭和48年9月に水産業の加工販売を主として操業を開始し、宮城県石巻市や鹿児島県志布志市、大分県佐伯市などに事業所があり、本市の島浦町にも水産加工場を平成元年に整備するなど、水産加工業を手広く展開する企業です。</p> <p>今回、水産会社が北浦町阿蘇地区に水産加工場を新設する場所は、ほ場整備された農地でしたが、鳥獣被害が多く、耕作放棄地になっている農地でした。今回の事業計画に併せて農業振興地域の除外手続きが進められており、地権者の同意や地元の説明なども終えているとのことです。</p> <p>また、加工場排水については、浄化処理施設を整備し、隣接する阿蘇川に放流する計画ですが、河川法に基づく協議の外、特大車の乗り入れに伴う道路法や都市計画法に基づく開発行為の手続きも行われております。</p> <p>今回の農地転用につきましては、転用面積が10,782㎡と3,000㎡を越えていることから、本日の農業委員会での意見を受けまして、7月に開催予定の宮崎県常設審議委員会に提案し、意見を聴取することとなります。</p> <p>今回の水産加工場の新設に伴い、島浦町での魚の入札(買い上げ)などの変更は無く、地元雇用の計画もあり、島浦漁協、北浦漁協とも協議がなされております。</p> <p>以上、北浦町阿蘇地区における農地転用の補足説明となります。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局より農地区分につきましてご説明致します。</p> <p>はじめに整理番号3番及び8番につきましては、第1種農地となっております。第1種農地の転用につきましては、原則不許可となっておりますが、申請地周辺は宅地が連なっていることから、例外規定である、集落接続に該当するため立地基準に問題なく許可相当と判断いたしました。</p> <p>次に、整理番号4番から7番につきましては、第2種農地となっております。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>なお、整理番号3番から8番につきましては、転用の実効性、資力など計画は妥当と判断しており、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、整理番号4番、5番、6番につきましては、追認申請となっておりますが、始末書など</p>

	<p>も提出されており、各申請内容につきましては、営農上、周辺農地への影響は無いと判断いたしました。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>次に、議案第 275 号、 農地証明願いについて提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いします。</p>
松田委員	<p>はい。委員番号 13 番松田です。整理番号 1 番について説明致します。所在は祝子町、畑 3 筆で合計 201 m²です。6 月 17 日に私と松田純二推進委員、遠田委員と地主の方の 4 名で現地調査を致しました。</p> <p>図面を見ていただけるとわかると思いますが、申請地の南の方に道路と堤防があります。昔台風でこの道路と堤防が決壊して水が流れて、この土地がえぐられて放置されていました。写真を見てもらうとわかると思いますが、まわりの土地よりずっと窪んで、私たちが小さい頃は、池として水が溜まっていた状況で、とても耕作できるような状態の土地ではありませんでした。ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 2 番について、久富喜良推進委員より説明をお願いします。</p>
久富委員	<p>はい。推進委員の久富です。整理番号 2 番について説明致します。所在地は差木野町、地目は畑、181 m²です。現地は差木野から北川町に行くところで、10 号線より 50m 程入ったところです。申請人は大武町の会社です。</p> <p>この土地はもうずいぶん前から送電塔が建っていました。土地のほとんどを鉄塔が占めていますので、農地としては使用できないと思われます。18 日に原田委員と私と梅田推進委員の 3 名で現地調査を行いました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員からの説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き、報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。</p> <p>報告第 140 号 農地法第 4 条の届出についてです。この報告は、自己所有農地の転用となっています。議案書は 38 ページに記載されています。2 件の届出があり、田が 1</p>

	<p>筆の 12 m²、畑が 1 筆の 3.3 m²、合計 2 筆の 15.3 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 141 号 農地法第 5 条の届出についてです。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の 40 ページに記載されています。全部で 5 件の届出があり、田が 5 筆の 818 m²、畑が 2 筆の 1,444 m²、合計 7 筆の 2,262 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 142 号 農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 42 ページに記載されています。1 件の届出があり、田が 2 筆の 884 m²となっております。</p> <p>次に、報告第 143 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の 44 ページから 45 ページに記載されています。全部で 6 件の届出があり、田が 15 筆の 5,844 m²、畑が 9 筆の 1,853 m²、合計 24 筆の 7,697 m²となっております。この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>最後に、報告第 144 号 農地利用最適化推進委員の委嘱を解く事由についてご説明致します。これにつきましては、令和 2 年 5 月 23 日に矢山慶夫農地利用最適化推進委員が逝去されました。</p> <p>謹んでお悔やみを申し上げるとともに、同日付で農地利用最適化推進委員の委嘱を解きましたので、報告させていただきます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありました。報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、協議第 46 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について総合農政課より説明をお願いします。</p>
総合農政課	<p>はい。総合農政課よりご説明致します。議案書は 47 ページ、それから 48 ページの地図をご覧ください。案件番号 1 について説明致します。変更内容は農用地区域からの除外となっております。</p> <p>位置は小野町、用途区分は農地、地目は田、面積は 90 m²となっております。変更理由は電気事業法による送電線路建設のため、事業計画者は九州電力となっております。</p> <p>農地法上の処理につきましては公共性の高い事業のため、農地転用について、許可は不要であると確認しております。申請地については、農用地区域内の農振除外を予定しております。</p> <p>除外するための要件につきましては、先程も申し上げたとおり、公共性の高い事業であり、本計画につきましては事業実施に対して必要最小限の面積となっております。また周辺農地の農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れ、及び土地改良施設の機能を損なう恐れはないといったことも確認しております。よって本計画については農用地区域からの除外をすることは妥当であると判断しました。</p> <p>続いて、案件番号 2 について説明致します。場所は天下町の 3 筆、地目は宅地、面積は 3 筆計 3,787.43 m²です。変更理由はクリアパーク延岡工業団地第 1 工区開発に伴う駐車場整備ということとなっております。事業計画者は延岡市商工観光部です。</p>

	<p>農地法上の処理につきましては、本来なら先に農振除外後の転用といった流れになるのですが、既に転用して宅地化しているのです、実際のところ、これからの処理については必要ないという状況になっております。案件2の申請地につきましては、この申請地3筆に隣接するクリアパーク延岡工業団地第1工区の立地企業の従業員が利用する駐車場の整備に伴う農用地の除外申請となっております。</p> <p>除外するための要件につきましては、事業実施に対して必要最小限の面積になっており、隣接地については実質、山林原野化によって再生不能な農地であると非農地判断されています。周辺農地の農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れ、それと土地改良施設の機能を損なう恐れがないことを確認済みです。よって本計画については農用地区域から除外することが妥当であると判断しました。</p> <p>続きまして、案件番号3については位置図を見てもらうとわかるのですが、案件2の申請地の隣接地になります。位置は天下町の14筆、地目は田と畑で、面積は計5,072㎡です。変更理由は非農地判断による除外となります。</p> <p>先程も申しましたとおり、案件3についてはクリアパーク延岡工業団地第1工区の立地企業の従業員が利用する駐車場の整備に伴う農用地の除外となっております。</p> <p>最後に除外するための要件につきましては、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によって令和2年4月27日に開催されました農業委員会定例会で非農地と承認されたため、農用地区域から除外することが妥当であると判断しました。以上になります。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>それでは、案件番号1から3まで農用地区域から除外するという事によろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>次に、協議第47号 農地利用配分計画(案)について総合農政課より説明をお願いします。</p>
総合農政課	<p>協議第47号 農地利用配分計画(案)についてご説明します。</p> <p>本件は、議案第271号 農用地利用集積計画の決定についてで、ご承認頂きました農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画(案)となっております。</p> <p>新規貸付面積が85筆、72,638㎡となります。農用地利用配分計画(案)の変更分につきましては2筆で、計1,455㎡となります。地権者47名、受け手19名、1法人への配分となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして第37回、定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

10 番 片伯部 芳 徳

17 番 牧 野 博 文